

# 向日市と株式会社 G-Place との食品ロス削減に関する連携協定書

向日市（以下「甲」という。）と株式会社 G-Place（以下「乙」という。）は、フードシェアリングサービス「タベスケ」（以下「タベスケ」という。）を通じた食品ロスの削減について、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の緊密な連携と協力により、それぞれの資源や機能等の活用を図り、向日市内の食品ロスを削減し、住民サービスの向上及び環境負荷の少ない循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

## （連携及び協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、取り組むものとする。

- (1) タベスケの導入に関すること。
- (2) タベスケの1年間の利用（令和6年7月1日～令和7年6月30日まで）に関すること。
- (3) タベスケの1年間の利用による効果分析の資料提供に関すること。
- (4) その他、甲及び乙で合意した事項に関すること。

## （甲の役割分担）

第3条 前条の遂行にあたり、甲は、次の各号に定める役割を分担するものとする。

- (1) 向日市内のタベスケの広報に関すること。
- (2) 向日市内のタベスケの協力店に関すること。

## （乙の役割分担）

第4条 第2条の遂行にあたり、乙は、次の各号に定める役割を分担するものとする。

- (1) 向日市内でタベスケのサービス提供に関すること。
- (2) 向日市内のタベスケの利用ユーザーに関すること。
- (3) 前条に定める甲の役割分担の補助に関すること。

## （協議及び報告）

第5条 甲及び乙は、第1条の目的達成に向けた連絡事項に関する協議及び報告を行う。

## （守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく連携及び協力にあたり、知り得た当事者の秘密及び個人情報を、当該他の当事者の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 前項の規定は、協定期間の満了後又は協定解除後も同様とする。

## （本協定の変更）

第7条 甲又は乙から、本協定の内容について変更の申し出があった場合、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

## （本協定の有効期間及び解除）

- 第8条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。
- 2 甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、1か月前までに書面をもって通知することにより、本協定を解除することができる。
  - 3 甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、本協定を継続し難い重大な事由が発生した場合には、何らの通知なしに直ちに本協定を解除することができる。

## （責務）

第9条 甲及び乙は、タベスケの利用者にトラブルが発生しないように努め、それでもなお、トラブルが発生した場合は、お互いに誠意をもって問題解決を図るものとする。

- 2 乙は、甲がタベスケの導入に際し、乙に提供するIPアドレス等の設定情報を厳重に管理し、第三者に開示又は漏洩してはならない。

## （損害賠償）

第10条 甲及び乙は、本協定の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により、相手方に対し、損害を与えた場合、それによって生じた損害の賠償を相手方に請求することができる。

- 2 前項の損害賠償請求は、協定期間の満了後又は協定解除後の日から90日以内に行わなければ、請求権を行使することができない。

## （合意管轄）

第11条 本協定に関し、訴訟の必要が生じた場合には、甲の所在地を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

## （その他）

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、その都度これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年4月18日

甲 京都府向日市寺戸町中野20番地  
向日市長

乙 京都府長岡京市城の里10-9  
株式会社 G-Place  
代表取締役社長